第１８号様式（第３０条関係）

COPY

座間市指令ゼ　第３１１－２０号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所　厚木市恩名１丁目１１番３１号
氏　名　中央カンセー株式会社
代表取締役　尾島　洋

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

令和８年１月１９日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定に基づき、次のとおり許可する。

令和８年２月２日

座間市長　佐　藤　弥　斗

固有許可番号		座間市一般廃棄物収集運搬業許可第　２２　号
事務所又は営業所	所在地	厚木市恩名１丁目１１番３１号
	名称	中央カンセー株式会社
業種		一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類		一般廃棄物（ごみ）
収集又は運搬の別		収集・運搬
営業の区域		座間市域内事業所とする
許可期間		令和８年４月１日～令和１０年３月３１日
許可条件		裏面のとおり

COPY

許　可　条　件

1　一般廃棄物の収集、運搬及び処分は衛生的に行わなければならない。

2　許可を受けた者が、許可事項の変更を必要とする場合は、座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき手続きをしなければならない。

3　許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）及び座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例等の規定に従って適正に清掃業務を行わなければならない。

4　許可を受けた者は、廃棄物の収集・運搬若しくは処分に関し、前月分の実績を翌月の２５日までに市長に報告しなければならない。

5　市の必要に応じ清掃業務の報告・資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。

6　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

7　許可証を亡失し、又は毀損したときは市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

8　許可を受けた者は、常時許可証又はその写しを具備していなければならない。

9　廃棄物の処理・処分に関しては、再生利用を行うことによりその減量に努めること。

変更届出事項			
変更年月日	件　　名	変更内容	受　付　印